## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 京都土木株式会社

代表者及び住所 京都府京都市伏見区羽束師志水町181-1

代表取締役 徳山 正夫

2. 指名停止措置期間 : 令和6年4月19日から令和6年8月18日まで(4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 : 京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審

査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の公共工事の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資

格を得ていたことが分かった。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分(営業停止45日間)を受け

た。

また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工

事で専任を要する監理技術者を配置していた。

これらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同 法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由 : 京都土木株式会社が建設業許可部局(京都府)より監督処分を受けた

ことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号 (建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負 契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行

為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。

## 〇問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)